

令和5年度青森県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画

(イノシシ)

令和5年9月 1日から
令和6年3月31日まで

目 次

1	背景及び目的	p	1
2	対象とする指定管理鳥獣の種類	p	1
3	指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間	p	1
4	指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域	p	2
5	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標	p	3
6	指定管理鳥獣捕獲等事業の内容（捕獲等の方法）	p	3
	（1）使用する猟法と規模	p	3
	（2）作業手順等	p	3
	（3）捕獲等した個体の放置に関する事項	p	5
	（4）夜間銃猟に関する事項	p	5
7	指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制	p	5
8	住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項	p	5
	（1）住民の安全の確保のために必要な事項	p	5
	（2）指定区域の静穏の保持に必要な事項	p	6
9	その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項	p	6
	（1）事業において遵守しなければならない事項	p	6
	（2）事業において配慮すべき事項	p	6
	（3）地域社会への配慮	p	6
	（4）CSF（豚熱）及びASF（アフリカ豚熱）の防疫対策	p	6

1 背景及び目的

本県では、近世以降においてイノシシが生息しない条件の下で自然生態系が成立し、農林業が営まれてきた。

しかし、近年、イノシシの目撃情報が増加しており、令和元年度には県内で初めて農業被害が確認されるなど、今後、農林業被害の拡大や自然環境への影響が懸念されている。

このような現状から、イノシシの増加及び生息域を拡大させないためには科学的、計画的な個体数管理を進めていく必要があるため、本県では令和4年度に「青森県第二種特定鳥獣管理計画（第1次イノシシ）」（以下「管理計画」という。）を策定した。

本事業はその管理計画に基づき、目撃件数が多い三八上北地域における捕獲圧の強化を目的に実施するものである。

なお、三八上北地域以外のイノシシの目撃が報告されている地域については、関係機関と連携し、生息動向や農林業被害等の実態把握に努める。

2 対象とする指定管理鳥獣の種類

イノシシ (*Sus scrofa*)

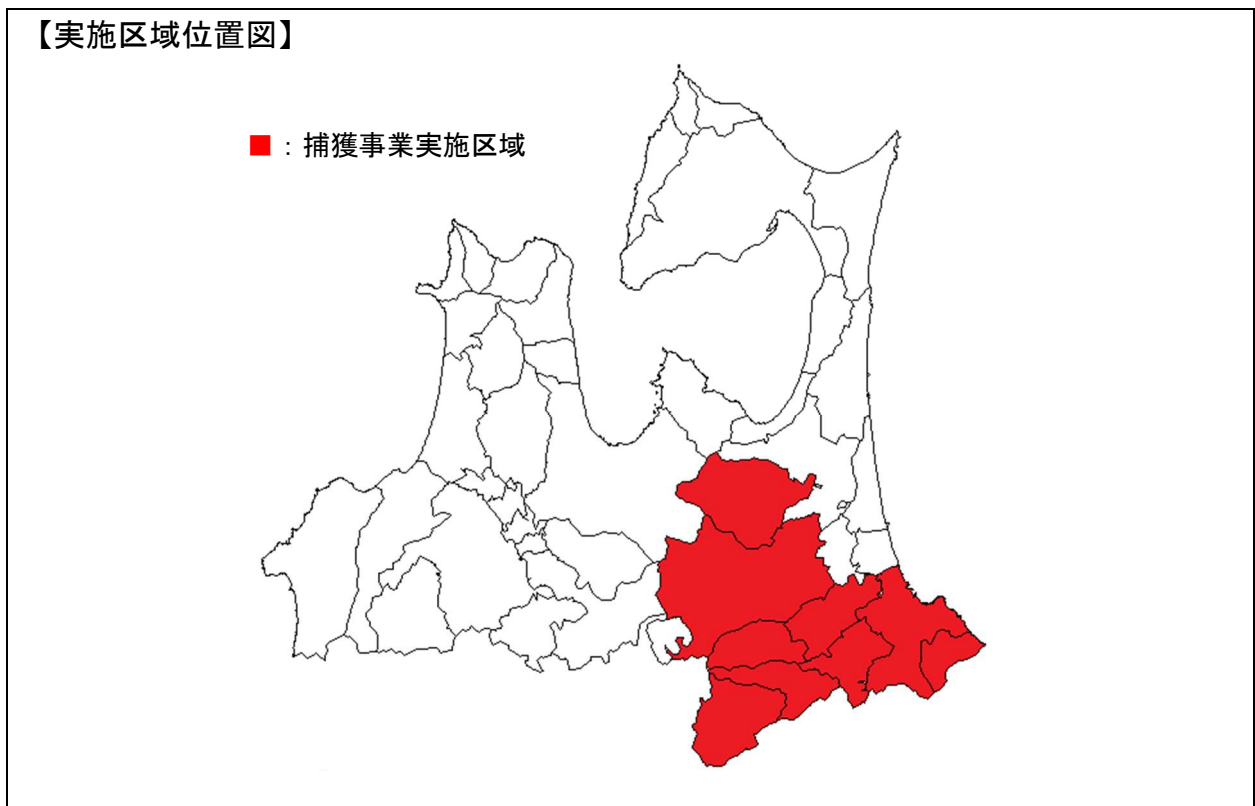
3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間
三八地域 上北地域	(1) 事業期間 令和5年 9月1日～令和6年3月31日 (2) 捕獲作業を行う期間 ア はこわな 令和5年10月1日～令和6年3月13日 イ くくりわな 令和5年12月1日～令和6年3月13日 ウ 銃猟 令和5年11月1日～令和6年3月13日

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

実施区域名	市町村	選定理由	他法令等
三八地域	八戸市 三戸町 五戸町 田子町 南部町 階上町 新郷村	三八地域は、県内で目撃情報及び農作物被害が最も多く、イノシシの定着が危惧されることから捕獲圧を高める必要がある。	階上鳥獣保護区、鮫鳥獣保護区、不習岳鳥獣保護区、県南鳥獣保護区、剣吉鳥獣保護区、赤石鳥獣保護区、城山鳥獣保護区、田子鳥獣保護区、戸来鳥獣保護区、上市川鳥獣保護区、五戸鳥獣保護区、三陸復興国立公園、国有林、鳥獣被害防止特措法に定める被害防止計画の対象地域
上北地域	十和田市 七戸町	上北地域は目撃情報が多いことから捕獲圧を高める必要がある。	滝沢鳥獣保護区、左組鳥獣保護区、田茂木鳥獣保護区、十美岡鳥獣保護区、十和田鳥獣保護区、十和田八幡平国立公園、国有林、鳥獣被害防止特措法に定める被害防止計画の対象地域

【実施区域位置図】



5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

事業実施区域	捕獲目標
三八地域	10頭
上北地域	10頭
合計	20頭

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容（捕獲等の方法）

（1）使用する猟法

事業実施区域	令和5年度
三八地域	銃猟（巻狩り、忍び猟） わな猟（はこわな、くくりわな）
上北地域	銃猟（巻狩り、忍び猟）

（2）作業手順等

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たっては、以下の手順を進めるものとし、委託で実施する部分については、仕様書等で詳細を定めるほか、受託した事業者（以下「受託者」という。）と調整の上、決定する。

ア 業務計画の作成

受託者は、実施場所、事業管理責任者、現場代理人、捕獲従事者名簿、業務工程表、安全管理規程、緊急時の体制及び対応、その他必要な事項を定めた業務計画を作成し県（以下「委託者」という。）へ提出するものとする。

イ 関係者等との調整

受託者は業務の実施に当たって、委託者及び関係市町村と連携協力して、関係者等（土地所有者、地域住民、狩猟者団体等）との調整を行い、合意形成を図るものとする。

ウ 捕獲等の実施

受託者はアで作成した業務計画に基づき、捕獲作業を実施するものとする。

エ 捕獲従事者証の携行

捕獲従事者等は捕獲従事者証を携行し、捕獲に従事するものとする。

オ 安全管理

- ・ 受託者は、業務計画に基づき捕獲従事者への安全教育、訓練を行い、安全管理規程を尊重し安全管理体制を構築するものとする。
- ・ 受託者は、交通の妨げとなるような行為、その他公衆に迷惑を及ぼす行為等のないように十分に注意を払うとともに、事故防止に最大限の注意を払うものとする。
- ・ 受託者は、事業実施に影響を及ぼす事故、人身事故又は第三者に対して損害を与える事故が発生した時は、業務計画の緊急時の体制及び対応に基づき応急措置を講じるとともに、直ちに事故発生の状況、原因、経過及び事故による被害内容などを委託者に報告するものとする。
- ・ 受託者は捕獲作業に当たって、関係機関（国、県、市町村、警察、消防、医療機関等）との連携体制について整備を行うものとする。

カ 捕獲した個体の回収・処分方法

- ・ 受託者は捕獲した個体を原則として食肉などに利活用する以外は全て回収し、法令に従って焼却処分又は埋設処分することとする。
- ・ 受託者は捕獲個体の食肉などを利活用する場合は、土地所有者とトラブルが無いよう事前に了承を得ることとする。

キ 錯誤捕獲の場合の対応

受託者はイノシシ以外の獣が捕獲された場合は、原則として放獣する。ただし、指定管理鳥獣であるニホンジカが捕獲された場合は、イノシシの処理方法と同様の方法を取り、適切に処分するものとする。なお、ニホンジカ等が捕獲されることが十分想定される場合は、予めニホンジカ等についても捕獲許可を取得するものとする。

ツキノワグマの錯誤捕獲に対しては、錯誤捕獲防止用くくりわなやクマの生息する場所での捕獲を控えるなどの対策を講じる。なお、錯誤捕獲が発生した場合は、作業者の安全を考慮して対応を決定する。また、錯誤捕獲された状況や個体情報について収集し、データとして積み上げる。

ニホンカモシカが錯誤捕獲された場合は、特別天然記念物を所管する教育事務所及び環境省等と連携し、放獣に努める。

ク 捕獲情報の収集及び評価

- ・ 現場代理人は、捕獲個体について、別に定める調査様式により捕獲日、捕獲地点、捕獲方法、オス・メス別、幼成獣別等を記録し、現地確認を行うものとする。
- ・ 現場代理人は、捕獲場所ごとに割り振られた個体番号を付け、巻尺等を当てて個体サイズが判別できるようにし、原則として、撮影者から見て捕獲個体の脚が下向きになり、その際、頭部が右側になる（右横腹が写る）状態で、捕獲個体に、捕獲日をスプレー等でマーキングし、捕獲従事者が入った遠景と、捕獲個体のみ

の近景の写真を撮影するものとする。(捕獲個体の胴体に記入が困難な場合は、必要事項を記載した看板等を入れて撮影するものとする。)

- ・ 現場代理人は捕獲従事者からの報告を受け、直ちに事業管理責任者にその内容を報告するものとする。
- ・ 委託者は受託者から捕獲数や目撃数、場所などを記載した作業日報を収集するものとする。

ケ 事業報告書の作成

業務終了後、受託者は業務計画書に沿って、捕獲情報(捕獲数(オス・メス別、幼成獣別等)、目撃数、捕獲場所、捕獲作業の風景写真等)を整理し記録する。事業完了後は、事業報告書としてまとめ、委託者に提出するものとする。

コ 効果の検証等

委託者は当事業の事業報告書や作業日報の分析、評価を行う検討会を設けることとする。検討会では捕獲数や捕獲位置情報のほか、捕獲等の方法、費用などの効果から、目標の達成状況、第二種特定鳥獣管理計画の目標に対する寄与の程度、指定管理鳥獣捕獲等事業の効果及び妥当性を検証し、次期指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定に向けて改善すべき事項の検討を行うものとする。

(3) 捕獲等をした個体の放置に関する事項

実施しない。

(注) 捕獲等をした鳥獣を捕獲等した場所に放置することで、指定管理鳥獣捕獲等事業が特に効果的に行われるという観点から、放置する必要性等について記載。

(4) 夜間銃猟に関する事項

実施しない。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

事業主体	青森県
実施形態	委託
想定される委託先	認定鳥獣捕獲等事業者

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全の確保のために必要な事項

- ・ 受託者は地域住民や関係者に対し事業内容に関して十分な周知を図るものとする。
- ・ 受託者はわなを利用する場合は、わな本体及び周辺の見やすい場所に標識、注意看板の掲示を行う。
- ・ 受託者は県民などから捕獲に際し苦情を受けた場合には速やかに委託者に報告するものとする。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

社寺境内や墓地では捕獲を行わない。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

受託者は、捕獲活動をする市町村と十分に協議、調整をした上で事業を実施することとする。

(2) 事業において配慮すべき事項

- ・ 受託者は銃器の使用に当たっては、銃砲刀剣類所持等取締法や火薬類取締法などの関係法令を遵守し適切に使用する。
- ・ 受託者は連絡用無線機やドッグマーカー等の無線機器について電波法に定める技術基準に適合する「技適マーク」の付いた適切な機器を選定し、使用に当たっては電波法令を遵守し適切に使用する。
- ・ 受託者は捕獲個体の食肉利用に当たって、食肉衛生法及び関連法令、野生鳥獣肉の衛生管理に関するガイドラインを遵守し適切に処理する。
- ・ 受託者は国有林など捕獲業務を行うに当たって届出や許認可が必要な区域で業務を行う場合、法令に従って事前に管轄機関に対し手続きを行う。
- ・ 猛禽類等の鉛中毒被害を防ぐため、可能な限り非鉛弾を使用するよう努める。

(3) 地域社会への配慮

- ・ 実施区域、実施日時、実施方法等について、地域社会との軋轢が生じないよう配慮することとする。
- ・ 鳥獣管理について広く周知を図り、捕獲等の必要性について理解が得られるよう努めるものとする。

(4) CSF（豚熱）及びASF（アフリカ豚熱）の防疫対策

- ・ CSF（豚熱）ウイルスの拡散防止の観点から、「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き（環境省・農林水産省）」等を参考に適切な防疫措置をとるものとする。
- ・ イノシシの死亡個体を発見した場合は、県農林水産部畜産課に連絡し、取扱いについて指示を仰ぐものとする。